

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	(仮称)若者自身が身近な相談者になる「ユースゲートキーパー」の育成事業(自殺対策)の委託について
----	--

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

◇第14条第1項(業務委託)

(担当部課：健康部健康政策課)

事業の概要

事業名	(仮称) 若者自身が身近な相談者になる「ユースゲートキーパー」の育成事業 (自殺対策)
担当課	健康政策課
目的	学生（主に区内の大学生）を対象に、「ストレスや悩みをセルフケアする力」と「身近な人の悩み相談に応える力」を育成し、若者同士が互いに支えあえる環境を作り、自殺予防を推進する。
対象者	区内大学を中心とした学生
事業内容	<p>本事業は、養成講座及び定着講座で構成される。</p> <p>養成講座は、区内大学の授業の一環として位置づけ、同世代の「死にたい」悩みを受け止める視座や対応方法を身に付け、実生活においても活用できるスキルを身に付けることを目指す。</p> <p>定着講座は、養成講座の各講座より希望者を募集し、同世代の「死にたい」悩みを受け止めるだけでなく、本人が自らの悩みや心の不調とも向き合い、その結果、若者が自殺の前兆にも関わる自傷行為等を止められるような効果的対応をとることができることを目指す。(資料 51-1)</p> <p>1 背景</p> <p>平成28年の改正自殺対策基本法により、すべての区市町村に地域の状況に応じた「地域自殺対策計画」の策定が義務付けられた。そのため、区でも今年度「自殺対策計画」を策定する。平成29年の区の自殺死亡率は、全国・東京都より高く、特に若者の死亡率が高いことから、自殺対策計画において「若年層への支援の強化」を重点施策として掲げ、本事業を実施する。</p> <p>2 事業実施方法</p> <p>特定非営利法人LightRing. と契約し、業務委託により実施する。</p> <p>3 委託内容</p> <p>① 養成講座の企画・実施（個人情報を取り扱わない）</p> <p>区内大学と調整し、授業の一環として講座枠を確保する。開講する大学やクラスごとの特徴に応じて研修内容を組み立て、実施する。なお、講座に出席する学生情報（氏名等）は取得しない。</p> <p>② 定着講座の企画・実施（個人情報を取り扱う）</p> <p>養成講座の2回目の研修時に、定着講座の参加募集を行う。養成講座の実施にあたり、研修会場の確保や研修内容の組立てを行う。修了者については、「(仮称)ユースゲートキーパー修了証」を交付する。</p> <p>4 対象者数（見込）</p> <p>① 養成講座受講者数 500名以上</p> <p>② 定着講座受講者数 400名</p>

件名 (仮称) 若者自身が身近な相談者になる「ユースゲートキーパー」の育成事業(自殺対策)の委託について

保有課(担当課)	健康政策課
登録業務の名称	(仮称) 若者自身が身近な相談者になる「ユースゲートキーパー」の育成事業(自殺対策)
委託先	特定非営利活動法人 LightRing.
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	【研修受講生(定着講座)に係る情報項目】 1 委託先が収集する情報項目 氏名、メールアドレス
処理させる情報項目の記録媒体	電磁的媒体(委託先のパソコン)及び紙
委託理由	1 委託理由 区内大学の授業の一環として講座を実施するノウハウと実績を有する専門業者に委託する。 2 委託先の選定 上記委託先は、新宿区内に事務所があり、主に若者を対象とした自殺対策事業を行う団体であり、代表理事は、新宿区自殺総合対策会議委員、同若者支援対策専門部会会員である。 また、上記委託先は、日本財団の支援事業として、平成29年度「若者自殺うつ予防モデルの構築事業」を実施し、区内大学(早稲田大学・東京女子医科大学)にて授業を実施している。そのため、上記委託先に本事業を委託することにより、その経験とノウハウを活用する。
委託の内容	1 養成講座の企画・実施(個人情報は取り扱わない) 2 定着講座の企画・実施(個人情報を取り扱う)
委託の開始時期及び期限	平成31年5月1日(予定)から平成32年3月31日まで(以降、年度ごとに更新予定)
委託にあたり区が行う情報保護対策	【運用上の対策】 1 契約にあたり、別紙「特記事項(別紙)」を付すとともに、新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例の遵守義務を付す。 2 区職員が、必要に応じ、立入り調査を行い、個人情報の管理・保管状況の確認を行う。 3 全ての講座終了後、委託先が収集した紙媒体及びパソコン内の委託業務に係る個人情報については消去させ、消去後には、データ消去報告書を提出させる。 4 委託先が取り扱う紙媒体の個人情報及び個人情報を取り扱うパソコンは、施錠できるキャビネットに保管し、キャビネットは常時施錠するとともに、取扱責任者が鍵を管理し、業務を行う執務室から持ち出させないことを指導する。 5 業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるときは、速やかに区に報告し、対応について区の指示に従うよう指導する。 6 情報漏洩等の事件・事故を防止するために、従業員に個人情報保護に関する研修を受けさせるなど必要なセキュリティ対策を講じるよう指導する。 7 講義内でインターネットの危険性に関する説明をし、受講者への意識啓発を図るよう指導する。 【システム上の対策】 1 委託先のパソコンは、ID、パスワードによる利用認証を行うよう指導する。 2 委託先のパソコンは、外部ネットワークからの不正接続への対策やウイルス対策ソフトウェア及びパターンファイルの自動更新設定により、常に最新のウイルス対策を行うよう指導する。

	<p>3 電子メール等により情報を収集する際は、添付ファイルにパスワードを付与する等の対策を講じるよう指導し、電子メールの誤送信等による情報漏えいを防止する。</p> <p>4 委託先が委託先のパソコンに収集した情報を保存する場合は、パスワードを付して暗号化させ、情報へのアクセス制御を徹底するよう指導する。</p>
<p>受託事業者に行わせる情報保護対策</p>	<p>【運用上の対策】</p> <p>1 取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定し、区に報告させる。</p> <p>2 委託先が取り扱う紙媒体の個人情報及び個人情報を取り扱うパソコンは、施錠できるキャビネットに保管し、キャビネットは常時施錠するとともに、取扱責任者が鍵を管理し、業務を行う執務室から持ち出させないようにする。</p> <p>3 業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるときは、速やかに区に報告し、対応について区の指示に従わせる。</p> <p>4 情報漏洩等の事件・事故を防止するために、従業員に個人情報保護に関する研修を受けさせるなど必要なセキュリティ対策を講じさせる。</p> <p>5 講義内でインターネットの危険性に関する説明をし、受講者への意識啓発を図らせる。</p> <p>【システム上の対策】</p> <p>1 委託先のパソコンは、ID、パスワードによる利用認証を行わせる。</p> <p>2 委託先のパソコンは、外部ネットワークからの不正接続への対策やウイルス対策ソフトウェア及びパターンファイルの自動更新設定により、常に最新のウイルス対策を行わせる。</p> <p>3 電子メール等により情報を収集する際は、添付ファイルにパスワードを付与する等の対策を講じるよう徹底し、電子メールの誤送信等による情報漏えいを防止する。</p> <p>4 委託先のパソコンに収集した情報を保存する場合は、パスワードを付して暗号化させ、情報へのアクセス制御を徹底させる。</p>

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

- 3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

- 4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。
 - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
 - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
 - (3) 犯罪に関する事項
 - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(持出しの禁止)

- 6 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 7 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

- 8 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 9 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

10 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

11 乙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡し、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。

12 乙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

(個人情報を取り扱う従事者の指定)

13 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲に報告するものとする。

(業務に関する報告)

14 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

(監査等)

15 甲は、乙に課した情報保護対策（新宿区情報公開・個人情報保護審議会への報告内容等）に基づき、乙が適正に業務を実施していることを立入り調査等により確認するものとする。

16 前項による確認は、年度当たり1回以上行うものとする。

17 乙は、第15項による甲の確認の際には業務の実施状況を明らかにするほか、業務に関する個人情報の管理状況について甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従事者に対する教育)

18 乙は、乙の従事者に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

(事故発生時等における報告)

19 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表等)

20 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、乙に対して改善等に向けた指導を行うとともに、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

21 乙は、第1項から第19項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。